

【第50回通常評議員会決議】

## 国民の命と健康を危険にさらす医療・介護総合推進法案の衆議院可決に抗議し、参議院での廃案を求める

5月15日、衆議院本会議で「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（以下、総合法案）」が自民・公明両党の賛成多数で可決された。総合法案は、医療法や介護保険法など国民・患者の命や健康に関わる、個別に徹底審議の必要な19の法律を審議するにもかかわらず、国民に十分周知せず、審議も尽くさず一括で変更しようとする前代未聞の手法である。

総合法案は、昨年成立した社会保障改革プログラム法の医療・介護分野での具体化の第一歩であり、医療・介護の新たな国民負担増と給付削減の具体化である。

同法案は、重篤患者を病院から追い出す医療提供体制の再編や介護保険の給付削減、看護師の医行為拡大、歯科衛生士の歯科口腔保健指導にあたっての歯科医師の直接の指示の削除、歯科技工士の国家試験の全国統一化など管轄や制度の仕組みも異なるものが混然としており、医療関係者や国民に分かりにくいものになっている。しかも、その内容は医療・介護に対する公的責任を放棄し、個人の自立・自助に委ねるもので、極めて重大なものである。また、医療職種間での業務範囲拡大は、国民が安全に適切な医療を受ける観点から重大な問題をはらんでいる。

政府が進めようとしている社会保障改革は、看護師配置が手厚い急性期病床を2年間で9万床削減、特養老人ホームの利用は要介護度3以上に限るなど、医療・介護難民を大量に生み出すことが予想される。政府は、病院や施設から追い出された患者や利用者を地域包括ケアとして居宅を中心にケアする方針を打ち出しているが、基盤は全く整っていない。そればかりか地域包括ケアシステムの狙いは、公的給付によらない新たな営利目的の健康産業と医療・介護市場を育成するための「包括的なパッケージ」づくりだと言わざるを得ない。加えて一定所得（単身年金収入280万円）以上の要介護者は利用料を2割負担に、要支援者は介護保険の対象外とするなど、医療と介護の確保とは名ばかりのとんでもない内容である。

2014年4月の診療報酬改定は、このような社会保障の大改悪に歩調を合わせたマイナス改定であり、政府の方針を根本的に変えない限り、本当の医療・歯科医療改善は望めない。

大阪府歯科保険医協会評議員会は、患者や利用者の命と健康を守るため、総合法案の衆議院可決に強く抗議し、参議院での慎重審議、断固として廃案を求めるものである。

2014年5月17日

大阪府歯科保険医協会第50回通常評議員会